

## 鳥取市企業等農業参入促進支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市企業等農業参入促進支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、必要な機械又は施設の整備等を支援することによって、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階にある企業等の円滑な経営の推進を図ることにより、本市農業の振興、活性化を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業等)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

2 補助対象事業の実施に当たっては、別表第6欄に定める要件を満たさなければならない。

### (交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げるものとする。

### (補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の額に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第5欄に掲げる額を上限とする。

### (交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次の各号に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

## (2) 施行場所（内容）の変更

### （着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

### （実績報告）

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月3日までに提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合には、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

### （財産の処分制限）

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び施設
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

### （収益納付）

第11条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から3日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

### （財産に関する書類の保管）

第12条 補助事業者は、本補助金により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、別に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

### （雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月6日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 交付対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額	6 その他
<p>鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付け第200800003470号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）第3の（1）に掲げる事業</p>	<p>実施要領第4の1の事業実施主体であって、実施要領第4の2に掲げる要件を満たすもの</p>	<p>第1欄に掲げる事業（国庫補助事業において補助対象となる事業を除く。）の実施に要する経費（附帯事務費を除く。） なお、工事請負費又は委託費に係る経費については、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>3分の1</p>	<p>1 交付対象者当たりの本補助金による交付額の合計額 500万円</p>	<p>ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。</p>

# 鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領

制 定 平成 20 年 4 月 10 日  
第 200800003470 号 鳥取県農林水産部長通知  
最終改正 令和 3 年 4 月 28 日

## 第 1 目 的

近年、建設業等の他分野から新規参入した企業等が増加して、耕作放棄地の解消をはじめ、特色ある加工品の開発、ブランド化に向けた取組み等により、地域農業の振興に大きく寄与しており、本県農業の持続的発展の新たな担い手として期待されている。

鳥取県企業等農業参入促進支援事業（以下「本事業」という。）は、必要な機械及び施設の整備等を支援することによって、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階にある企業等の円滑な経営の推進を図ることを目的として実施する。

## 第 2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### 1 農 業

県内に所在する農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は農地以外の土地等において農産物（日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定。平成 26 年 4 月 1 日施行）大分類 A-農業、林業の中分類 01 農業の 011 耕種農業及び 013 農業サービス業に規定されているもの。）の生産（農業に係る作業受託を含む。）を行う事業（畜産業及びその附帯事業を除く。）

### 2 農業への参入

農業への参入とは次のいずれかの方法によるものとする。

ア 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）若しくは農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）の規定による農地若しくは採草放牧地に係る使用貸借による権利若しくは賃借権の設定

イ 農業に係る作業の受託契約の締結

ウ 農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は農地以外の土地等における農業の実施

### 3 企業等

会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社をいい、その支社、営業所等を含む。）、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）第 2 条又は第 163 条の規程により成立した法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人をいう。）及びその他の法人（農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和 22 年 11 月 19 日法律 132 号）第 2 章第 4 条に規定する法人をいう。）を除く。）

### 4 農業法人

農業を営む企業等であり、農業の売上高（農産物の製造・加工・販売・農作業の受託を含む）が事業全体の売上高の過半を占めている又は占めることが確実である企業等（集落営農法人を除く。）

### 5 集落営農法人

地縁のある 1 から数集落の範囲で農業経営又は基幹的農作業（耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病虫害防除、収穫、乾燥・調製等。）に係る農業用機械の共同利用又は委託を受けて農作業を行う法人

## 第 3 事業の内容

本事業の対象事業は、次に掲げるとおりとする。ただし、国庫補助事業において補助対象事業となる事業は、対象事業から除くものとする。

(1) 農業経営開始・推進事業

農業経営の開始又は推進のために必要な生産、出荷、加工、販売等の用に供する機械（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。以下同じ。）若しくは施設（用地の取得及び造成を除く。以下同じ。）の整備又はリースに係る事業。

ただし、機械、施設と一体とは認められない（資産計上の対象とならない）もの及び10万円未満の機械等は対象外とする。

なお、機械の選定にあたっては、農業機械導入計画書（平成21年4月策定）に定めた指針を参考に、過剰投資にならないよう計画するものとする。

第4 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次のいずれかのおりとする。

(1) 新たに農業に参入した農業以外の業を営む企業等若しくは新たに農業に参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等

(2) 農業法人

ただし、企業等（農業法人は除く）又は企業等（農業法人は除く）の役員等が当該法人の設立に関与（資本を出資又は農業法人での役員となる者を企業等から派遣あるいは出向させる等）し、経営上の意思決定に重大な影響を与えていること。

(3) 資本を出資し又は役員を派遣し、財務又は経営を実質的に支配する農業に参入する企業等（以下「子会社」という。）を設立し、当該子会社に本事業を承継させることが確実と見込まれる企業等。

2 事業実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 第5の1の事業実施計画書を市町村長に提出した日において、1の(1)の事業実施主体にあつては、農業に参入した日から最大3年を経過していないこと。

また、1の(2)の事業実施主体においては、設立された日から最大3年を経過していないこと。

(2) (1)の規定に関わらず、1の(3)の事業実施主体にあつては、子会社を設立することの合意が得られた日から最大3年を経過していないこと。

(3) 事業実施主体（1の(3)の事業実施主体にあつては、当該事業者が設立する子会社とする。）において、農業又はその関連事業（出荷、加工、販売及び経理等をいう。以下同じ。）に関する業務に常時従事する役員または職員を1名以上配置していること又はそれが確実と見込まれること。

(4) 農業部門及びその関連事業に関する部門を別部門会計としていること又はそれが確実と見込まれること。

(5) 1の(1)の事業実施主体にあつては、農業及びその関連事業を行うために必要な定款の変更を行っていること若しくはそれが確実と見込まれること。

(6) 1の(1)の事業実施主体にあつては、事業実施前に栽培品目の試作・研修等を行い、栽培技術習得のための取組を行っていること又は農業の技術者を農業部門に1名以上配置していること若しくはそれが確実と見込まれること。

(7) 事業実施主体及びその設立に直接関与した関連会社（これらの代表権を有する役員を含む。ただし、第4の1の(3)の事業実施主体が、子会社に本事業を承継したときは、その子会社及び代表権を有する役員を含む。）が過去2年間の事業活動に関し、重大な法令違反がないこと。

第5 事業の実施手続

1 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）及び経営計画書（様式第2号）を作成し、当該事業実施地を管轄する市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、1により提出された事業実施計画書等を適当と認めるときは、事業実施計画承認申請書（様式第3号）を作成し、1の事業実施計画書等とともに所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 3 地方事務所の長は、2により提出された事業実施計画書等の承認に当たっては、事業実施主体に係る要件を確認し、関係部局で構成する審査会を設けて、その実現可能性、投資対効果等に関する意見を聴取するなど、公平性の確保に努めるものとする。
- 4 地方事務所の長は、2の承認をしたときは、速やかにその内容を農林水産部長に報告するものとする。
- 5 第4の1の(3)の事業実施主体が、子会社に本事業を承継したときは、速やかにその旨を市町村長に報告するものとする。当該報告を受けた市町村長は、その報告書の写しを所管の地方事務所の長に提出するものとする。
- 6 次に掲げる事業実施計画の重要な変更については、1から3までに準じて行うものとする。なお、市町村長は2の承認を受けようとするときは、事業実施計画変更承認申請書(様式第4号)を提出するものとする。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業実施主体の変更(子会社に事業を承継する場合は除く。)
  - (3) 設置場所の変更(施設の場合に限る。)
  - (4) 機械、施設の新設又は廃止(廃止は、複数設置における一部廃止の場合に限る。)

## 第6 推進指導

県は、本事業の効果的な推進について市町村と密接な連携を図るとともに、関係部局、試験研究機関等が一体となり、適正な事業実施計画の策定及び実施について、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第7 県の助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、承認した事業実施計画における事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第8 事業の実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況について、次に掲げる報告を行うものとする。

- 1 事業実施年度を含む営業年度から起算して5年の間、毎期の経営状況等を内容とする経営状況報告書(様式第2号)を作成し、当該年度の決算書を添付して営業年度終了後2か月以内に市町村長に報告する。
- 2 市町村長は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検及び評価し、事業実施状況報告書(様式第5号)を作成の上、1の経営状況報告書とともに事業実施主体の報告を受けてから1か月以内に所管の地方事務所の長に報告するものとする。
- 3 地方事務所の長は、2の報告を受けた場合は、その内容について点検及び評価し、第5の2により提出された事業実施計画書の内容と著しく乖離するときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 4 地方事務所の長は、3による点検及び評価等を終えた場合は、その内容を農林水産部長に報告するものとする。

### 附則

- 1 この要領は、平成20年4月10日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、平成21年5月14日から施行する。

### 附則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。なお、平成25年3月31日までに計画承認を受けたものについてはなお従前の例（要綱第3条第4項及び別表第3欄の規程は除く。）による。

附則

- 1 この改正は、平成25年10月17日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年3月31日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年11月18日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成27年3月17日から施行し、平成27年度事業から適用する。  
なお、平成27年3月31日までに計画承認を受けたものについては従前の例とする。

附則

- 1 この要領は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成31年3月26日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度事業から適用する。  
なお、令和3年3月31日までに計画承認を受けたものについては従前の例とする。

様式第1号（第5関係）

年度鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施計画書（事業実績報告書）

< 農業経営開始・推進事業 >

1 事業実施主体の概要

事業実施主体の名称			
所在地			
事業実施主体の設立年月日		農業参入（予定） 年月日（注1）	
関連会社の名称及び所在地			
関連会社との関係（注2）			

（注1）子会社を設立し、農業に参入する場合は空欄

（注2）関連会社からの資本出資や役員派遣又は出向状況等、関連会社との関係を記載すること。

（2）子会社の概要（注1）

子会社の名称			
所在地		事業実施地区	
法人設立予定年月日		農業参入（予定）年月日	
親会社との関係（注2）			

（注1）事業実施主体自らが農業に参入する場合は、削除すること。

（注2）親会社からの資本出資や役員派遣状況等、親会社との関係を記載すること。

2 事業の実施方針（実施結果）

--

3 事業の内容

施設又は機械の 種別（購入・リース の別を含む。）	施行箇所又は 設置場所	事業量	事業費	施行計画	備考 （施工方法等）
			千円		
合 計					

（注）1 「事業費」以下の各金額は、すべて消費税及び地方消費税を控除した額とすること。以下同じ。

2 「機械、施設の種別」には、整備等を行う機械又は施設の用途に応じた種別名を記入すること。  
以下同じ。（例：播種・定植用機械、収穫・調製用機械、トラクター、農産物処理加工施設）

3 「施行計画」には、施設又は機械の整備に係る着工予定年月日及び竣工又は完了予定年月日を記入すること。

4 事業費の内訳

（単位：千円）

施設又は機械の 種別（購入・リース の別を含む。）	事業実施 年度	事業費	内 訳			備考
			県 費	市町村費	その他	
合 計						

様式第2号 (第5及び第8関係)

鳥取県企業等農業参入促進支援事業経営計画書(経営状況報告書)

<農業経営開始・推進事業>

1 企業等の概要

(1) 農業参入(予定)企業

1	企業名	
2	代表者名	
3	業種	
4	所在地	
5	設立年	
6	社員数	
7	うち農業部門常時従事者数	
8	うち農業部門臨時従事者数	
9	外部からの雇用者数	常時: 臨時:

※1 農業法人による参入の場合は関連会社の概要を記入すること。

※2 農業部門で実績が無い場合は7~9は( )書きで計画を記入すること。

(2) 農業法人

1	法人名	
2	法人の形態(株式会社等)	
3	代表者名	
4	所在地	
5	設立年	
6	構成員	役員 其他構成員
7	雇用者数	常時 臨時
9		

※農業部門で実績が無い場合は( )書きで計画を記入すること。

(3) 農業に参入する子会社

1	企業名	
2	代表者名	
3	所在地	
4	設立年月	
5	社員数	
6	うち農業部門常時従事者数	
7	うち農業部門臨時従事者数	
8	外部からの雇用者数	常時: 臨時:

(4) 農業に関する経歴

※1 これまでに行った栽培品目の試作・研修等の内容(期間、場所、具体的な作業)を記入すること。

農業の技術者を農業部門に置く場合は、その者の農業関係の経歴等を記入すること。

2 目指す農業経営の概況

3 農業の開始又は開始予定年月日: 年 月 日 (※特定法人貸付協定締結日、農業法人設立日、作業受託契約日、農地賃借契約日等を記入すること。)

4 農業生産部門経営内容

作目名	現状(年)		初年度(年)		2年後(年)		3年後(年)		4年後(年)		5年後(年)	
	目標	実績	作付面積	販売額								
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
合計	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

※1 会計年度で記入すること(以降共通)。

※2 既参入企業(農業部門で1年以上の実績がある者)は、現状の欄に事業実施年度(初年度)の前年度の実績を記入すること(以降共通)。

※3 作業受託は合計数値を記入すること。

※4 経営状況報告書にあっては会社の決算書及び農業部門の収支の分かるものを添付すること。

5 加工・販売

事業内容	計画実績 達成率	現状(年)		初年度(年)		2年後(年)		3年後(年)		4年後(年)		5年後(年)	
		販売量	販売額	販売量	販売額	販売量	販売額	販売量	販売額	販売量	販売額	販売量	販売額
	%		%		%		%		%		%		%
	%		%		%		%		%		%		%
合計	%		%		%		%		%		%		%

※事業内容は、漬物、味噌等品目別に加工・販売品を記入すること。

6 土地

(1)土地の所有状況

地目	所在地 (市町村)	面積 (a)				
		現状	初年度	2年後	3年後	4年後
所有地						
借入地						

(2)作目別作付面積

作物名	所在地 (市町村)	面積 (a)				
		現状	初年度	2年後	3年後	4年後

7 労働力

(1) 年次別雇用計画及び実績

		現状	初年度 (年)	2年後 (年)	3年後 (年)	4年後 (年)	5年後 (年)
農業常時従事者数	計画	/	人	人	人	人	人
	実績	人	人	人	人	人	人
その他常時雇用者数	計画	/	人	人	人	人	人
	実績	人	人	人	人	人	人
臨時雇用者数	計画	/	人	人	人	人	人
	実績	人	人	人	人	人	人

\* 「現状」の欄には、経営計画書提出時点での各雇用者の人数を記入すること。

\* 「農業常時従事者」とは、農業又はその関連事業(出荷、加工、販売及び経理等という。)に関する業務に年間150日以上従事する者をいう(有期雇用者は含まない)。

\* 「その他常時雇用者」とは、農業又はその関連事業以外に従事する常時雇用者をいう(業務日数は問わない。有期雇用者は含まない)。

\* 「臨時雇用者」とは、有期雇用者をいう(業務内容は問わない)。

\* 経営状況報告書にあっては、実績欄に実績を記入すること

8 施設・機械導入計画及び利用計画(今後の計画含む。)

(1) 農業生産

施設・機械名	導入年	対象作目名・作業名	規模・能力・数量	価格	資金計画	利用計画				
						初年度	2年後	3年後	4年後	5年後
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%

※1 リース事業:導入年にリース予定期間を併記し、価格欄は1年間のリース金額を記入すること。

※2 資金計画欄には、自己資金又は制度資金の別を記入すること。当該事業活用の場合は、補助残が対象

(2) 加工・販売

事業内容	施設・機械名	導入年	規模・能力・数量	価格	資金計画	利用計画				
						初年度	2年後	3年後	4年後	5年後
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%
						計画				
						実績				
						達成率	%	%	%	%

※事業内容は、漬物、味噌等品目別に加工・販売品を記入すること。

9 添付書類

農業部門経営収支計画書(収支状況報告書(別紙1)、農業常時従事者一覽(別紙2)、直近3期の会社の決算書(農業法人の場合は関係会社のものを添付(農業法人の決算書がある場合は当該法人の決算書の写し及び計画の根拠が分かるもの等

(別紙1)

農業部門経営収支計画書(収支状況報告書)

会社名:

売上高①	初年度 (年)	2年後 (年)	3年後 (年)	4年後 (年)	目標(5年後) (年)
作目名	0	0	0	0	0
経営規模					
生産量					
売上高					
経営規模					
生産量					
売上高					
経営規模					
生産量					
売上高					
経営規模					
生産量					
売上高					
その他( )					
売上原価②	0	0	0	0	0
期首商製品棚卸高					
当期商品仕入高					
当期製品製造原価	0	0	0	0	0
材料費					
労務費					
その他経費					
減価償却費					
期末商製品棚卸高					
売上総利益③=①-②	0	0	0	0	0
販売費・一般管理費④	0	0	0	0	0
主たる従事者給与又は報酬					
出荷販売経費					
減価償却費					
その他					
営業利益⑤=③-④	0	0	0	0	0
営業外利益⑥					
営業外費用⑦	0	0	0	0	0
支払利息					
その他					
経常利益⑧=⑤+⑥-⑦	0	0	0	0	0
税引前当期純利益⑨					
法人税等⑩					
当期純利益⑪=⑨-⑩	0	0	0	0	0

※1 作目ごとの収支計画等を適宜添付すること。  
 ※2 経営状況報告の際には、実績を記入すること。

(別紙2)

## 農業常時従事者一覧

年 月末時点
経営計画書提出時点 (補助対象期間開始 年後)

	雇用開始年月	氏名	役職	年齢	年間農業 従事日数	経営計画書提出 時点での従事者
1	年 月					
2	年 月					
3	年 月					
4	年 月					
5	年 月					
6	年 月					
7	年 月					
8	年 月					
9	年 月					
10	年 月					
11	年 月					
12	年 月					
13	年 月					
14	年 月					
15	年 月					

- \* 経営計画書及び経営状況報告書の提出にあたって、経営計画書提出時点及び各時点における全ての農業常時従事者を別紙2に記載の上、添付すること。
- \* 記載された農業常時従事者のうち、経営計画書提出時点で雇用されている者については、「経営計画書提出時点での従事者」の欄に○をつけること。
- \* 記載された全ての農業常時従事者について、雇用開始年月がわかるもの(雇用契約書又は雇入れ通知書の写し)及び当該実績時点において雇用されていることがわかるもの(労働者名簿及び出勤簿又は賃金台帳の写し)を添付すること。

様式第3号（第5関係）

番 号  
年 月 日

職 氏名 様

市町村長 氏 名 印

鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施計画承認申請書

このことについて、鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付第200800003470号鳥取県農林水産部長通知）第5の2に基づき承認を受けたいので、企業等農業参入促進支援事業実施計画書及び企業等農業参入促進支援事業経営計画書を添えて申請します。

（担当・連絡先）

（注）企業等農業参入促進支援事業実施計画書（様式第1号）及び企業等農業参入促進支援事業経営計画書（様式第2号）を添付すること。

様式第4号（第5関係）

番 号  
年 月 日

職 氏名 様

市町村長 氏 名 印

鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付第 号で承認のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付第200800003470号鳥取県農林水産部長通知）第5の6に基づき申請します。

（担当・連絡先）

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）変更後の企業等農業参入促進支援事業実施計画書を様式第1号に準じて作成し添付すること。また、事業実施計画の変更が経営計画の変更を伴う場合は、変更後の企業等農業参入促進支援事業経営計画書を様式第2号に準じて併せて作成し添付すること。

様式第5号（第8関係）

番 号  
年 月 日

職 氏名 様

市町村長 氏 名 印

鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施状況報告書

年 月 日付第 号による計画承認に係る事業の実施状況について、鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付第200800003470号鳥取県農林水産部長通知）第8の2に基づき、企業等農業参入促進支援事業経営状況報告書を添えて報告します。

（担当・連絡先）

（注）企業等農業参入促進支援事業経営状況報告書（様式第2号）を添付すること。